

食事サービス契約書

貸主 株式会社長谷工シニアウェルデザイン（以下「甲」という）と借主 （以下「乙」という）と連帯保証人は、甲乙にて 年 月 日付締結の「プランシェール ケア玉川上水 終身建物賃借契約」（以下「原契約」という）の締結にあたり提供する食事サービスについて、次のとおり契約を締結する。

1. 食事の提供

甲は、乙の健康及び栄養状態を考慮した食事を提供する。

2. 献立の提示

甲は、週間献立表を週末に翌週のものを提示する。

3. 食事のキャンセル

乙は、食事の提供が不要になった場合、食事の提供される前日 17 時までに甲にその旨を伝えなければならない。

乙より甲へ申出がない場合は、喫食したものとみなし甲は乙へ食事料金を請求するものとする。

4. 食事料金

通常食の料金は、以下のとおりとする。

朝食 : 438 円（消費税込 473 円※）／回

昼食 : 510 円（消費税込 550 円※）／回

夕食 : 726 円（消費税込 784 円※）／回

※食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税率については、国税庁の定める金額基準に則り対応。

5. 対応食の提供

甲は乙が嚥下障害等若しくは一時的な対応が必要な場合、医師・看護師の指示により適切な食事を乙に提供するものとする。

食事料金は普通食と同額とする。

6. 特別食の提供

乙は、特別食の提供を甲へ申出ることができる。

予約時期及び食事料金については甲乙別途協議するものとする。

7. 食事料金の支払い

甲は、乙の喫食数を毎月末日に締め、乙の 1 ヶ月の食事料金を算出し、28 日に乙の口座より、引き落とすものとする。

